

和歌山市における軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の対象要件及び関係書類について

○制度の概要

要支援1、要支援2及び要介護1の方は、その状態像からみて使用が想定しにくいいため、原則として介護報酬が算定されない福祉用具(車イス等9種)がありますが、様々な疾患、その他原因等により厚生労働省が示した状態像に該当する方については、例外的に福祉用具の貸与が認められています。そのため、軽度者に対し福祉用具貸与の例外給付を行う場合は、ケアマネージャー等が状態像を確認し、福祉用具貸与の必要性を十分に検討して下さい。

○例外給付の対象種目

- ・ 特殊寝台及び特殊寝台付属品
- ・ 床ずれ防止用具及び体位変換器
- ・ 認知症老人徘徊感知機器
- ・ 自動排泄処理装置(※要支援1、要支援2及び要介護1の方に加え要介護2及び要介護3の方)

※なお、「車イス及び車イス付属品」「移動用リフト(つり具の部分を除く)」については、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者が判断することとなります。

○例外給付の対象となる状態像及び確認方法

直近の認定調査結果により、別紙1(P.2)の状態か否かを確認する。状態が確認できる場合、市への申請手続きは不要。

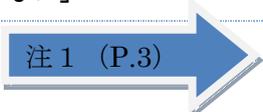
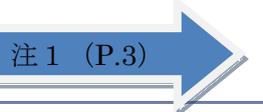
基本調査結果による判断の方法(通知老企第36号第二の9-(2)-②)

指定福祉用具貸与事業者は、軽度者に対して、対象外種目に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合には、以下の表に従い、「厚生労働大臣が定める者」のイ(P.3の状態像)への該当性を判断するための基本調査の結果の確認については、次に定める方法による。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければならない。

ア 当該軽度者の担当である指定居宅介護支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第1の認定調査票について必要な部分(実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分)の写し(以下「調査票の写し」という。)の内容が確認できる文書を入手することによること。

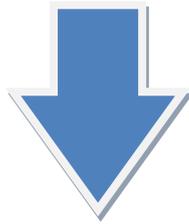
イ 当該軽度者に担当の指定居宅介護支援事業者がいない場合にあつては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。

別紙 1

対象外種目	状態像（厚生労働省告示第95号第25号のイ）	認定調査の結果
ア)車イス及び車イス付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3. できない」
	(二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	— 
イ)特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起きあがりが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」
	(二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
ウ)床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ)認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一)意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障が有る者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2~3-7のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8~4-15 のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(二)移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ)移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 「3. できない」
	(二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	— 
カ)自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一)排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」
	(二)移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 「4. 全介助」

※注 1

該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者が判断することとなります。なお、判断の見直しについては、居宅サービス計画に掲載された必要な理由を見直す頻度(必要に応じて随時)で行うこととする。(状態が確認できる場合、市への申請手続きは不要。)



認定調査を確認した結果、状態像に該当しない場合、和歌山市に対し確認申請が必要です。

○確認申請の手続きの流れ

1 利用者の状態の確認

担当ケアマネージャー等は、利用者の心身の状況が対象となる状態像に該当しているかどうか、情報開示により認定調査結果を入手し、調査項目を確認できなかった場合には、以下の要件である可能性があるかどうかを確認する。

例外給付の対象要件(通知老企第36号第二の9-(2)-①-ウ)

I 状態の変化

疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者

(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)

II 急性増悪

疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態に該当するに至ることが確実に見込まれる者

(例 がん末期の急速な状態悪化)

III 医師禁忌

疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者(重篤化回避)

(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

※告示で定める福祉用具が必要な状態とは・・・別紙1(P.2)の状態像

※括弧内の状態は、あくまでもI～IIIのいずれかの状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎません。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、I～IIIの状態であると判断される場合があります。

2 医師への照会

ケアマネージャー等は、利用者の状態が「例外給付の対象要件(P.3)」に該当するかを以下のいずれかの方法で医師の所見を確認する。

※照会にあたっての注意事項は、「医師の医学的所見について」(P.5)参照のこと

- 1) **主治医意見書**・・・利用者の同意を得て、主治医意見書の写しを市から入手し、「例外給付の対象要件」であることを確認する。
- 2) **医師の診断書(診療情報提供書)**・・・利用者の同意を得て医師に医学的な所見を照会する。ケアマネージャー等は診断書等により利用者の状態が「例外給付の対象要件」であることを確認する。
- 3) **ケアマネージャー等が医師に対し医学的所見を聴取する**・・・電話、面接及びその他の方法で利用者の状態が「例外給付の対象要件」であることを聴取する。

3 サービス担当者会議を開催

医師が「例外給付の対象要件」に該当するとの所見が示された場合、ケアマネージャー等は、サービス担当者会議を開催し、適切なケアマネジメントにより例外給付が必要であることを判断し、記録する。

4 和歌山市に確認依頼書を提出

【提出書類】

- 1) 「軽度者への福祉用具貸与に係る確認依頼書兼判定通知書」
- 2) サービス担当者会議記録(要介護の場合居宅介護サービス計画書(第4表)、要支援の場合介護予防支援経過記録)
※記入にあたっての注意事項は、「サービス担当者会議での必要性の検証について」(P.6)参照のこと
- 3) 主治医の意見書または診断書の写し(医師意見をケアマネージャー等が直接聴取した場合は不要)

5 結果通知

和歌山市は、提出された書類を確認し、可否を判断したうえで、結果をケアマネージャー等に通知する。

○認定の有効期間について

- ・開始日…申請届出日
- ・終了日…認定有効期間の終了日
- ・暫定で対象外種目を貸与する場合にも、確認申請が必要です。
- ・要介護(要支援)認定(変更)申請中の場合は、結果が判定される前に確認申請書を提出してください。
- ・継続して貸与を受ける場合は原則として確認の有効期間が終了するまでに、再度状態の確認を行ったうえで、和歌山市に申請して下さい。
- ・遡及が可能な場合…原則は書類を提出し受理された日からとなります。ただし、更新の結果軽度になった場合など、書類の提出が遅れる適切な理由がある場合に限り遅延理由書を添付のうえ遡及可能とします。
- ・和歌山市の確認の判断がないまま、福祉用具を例外的に給付していた場合は、不適切な給付として返還を求めることがあります。
- ・付属品のみのお貸与場合も申請が必要となります。

○医師の医学的所見について

単に「病名」や「福祉用具(ベッド等)が必要」とだけ記載されている場合は、貸与の必要性が確認できません。医師から意見を聴取する際は、「状態像(厚生労働省告示第95号第25号のイ)」(P.2)および「例外給付の対象要件(通知老企第36号第二の9-(2)-①-ウ)」(P.3)について医師に説明し、どれに該当するかについて疾病名を含む医学的な所見を得てください。

【記載に関する注意事項】

- ・申請書は、医師に直接書き込んでいただく必要はありません。ケアマネージャー等が医師から聞き取りした内容を記載して下さい。
- ・記入の際は、①疾病名を含む医学的所見(例外給付の対象要件)(P. 3) ②該当する状態(別紙1(P. 2)の状態像)の2点を必ず記入して下さい。

記入例

〇〇病(疾病名)で〇〇のため(医学的所見・例外給付の対象要件(P. 3))、別紙1(P. 2)の状態像である。

具体例

関節リウマチ(疾病名)で、日内変動が大きく(対象要件)自力でベッドから起き上がれない(状態像)状態であることを、担当医に確認した。

重度の流動性食道炎(疾病名)で、一定の角度に上体を起こすこと(医学的判断から告示で定める状態像であると判断できる者)で、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある(対象要件)。

○サービス担当者会議での必要性の検証について

サービス担当者会議では、医師からの医学的な所見をふまえ、心身の状態や該当する状態像、必要とする福祉用具種目の妥当性について検討することが必要です。記録に関しては、以下の点に注意して記入して下さい。

【サービス担当者会議記録に記入する主な項目】

- ・医師からの医学的な所見を担当ケアマネージャー等が聴取した内容
- ・利用者の身体状況、生活状況等
- ・福祉用具のどのような機能を必要とし、それを使用することによって、どのような効果が得られるか（特殊寝台を貸与する場合は特殊寝台(背上げ・足上げ機能)が必要な理由(※一般寝台では対応できない理由))
- ・サービス担当者会議の開催時期
- ・サービス担当者会議にやむをえない理由で不参加の方がいる場合は、照会等によって意見を求め、その内容を記入する。

○特殊寝台を貸与する場合の注意事項について

特殊寝台を利用する状態像は「(一)日常的に起きあがり困難な者」もしくは「(二)日常的に寝返りが困難な者)」とされており、「現状は布団を利用しており、立ち上がり時の高さが必要」などの理由の場合は、まず、「一般寝台」の利用から検討してください。その上で医学的所見から一般寝台と異なる機能(主に背上げ、足上げ機能)が必要な場合は、特殊寝台を検討してください。

○申請先及びお問い合わせ先

和歌山市役所 介護保険課 給付班

電話 073-435-1190

FAX 073-435-1296

平成25年7月 改訂版